

まちづくり推進員の選任について

1 はじめに

昭和 55 年に、「明るく住みよいまちづくりは、わたしたちの手で」をスローガンに、市内にまちづくり推進会議が組織され、自治会長をはじめ、まちづくり推進員や各種団体役員の献身的なご尽力によって、今日まで地域性を踏まえた特色あるまちづくり活動が展開されてきたところです。

少子高齢化がより進展した今日、社会はますます複雑化・多様化してきました。より生きがいのある人生を過ごし、住み心地のよいまちを創造していくためには、青少年の健全育成や人権教育問題の早期解決を目指すことが重要であり、地域の連帯性を深めつつ、福祉、健康、環境、防犯防災などの課題にも積極的に取り組んでいく必要があります。

まちづくり推進活動としては、

- 青少年の限りない躍進を願った青少年の健全育成
- 市民一人ひとりの命と人権を尊重する人権教育の浸透
- 各種の学習活動や実践活動を中心とした地域連帯性の普及

を 3 つの大きな柱として、

○住民の生活向上を目標とする地域福祉活動およびスポーツを通じた住民の交流拡充を目標とするスポーツ・健康づくり活動

など、それぞれの自治会や学区で特色ある活動を推進していただくことをお願いしております。

このためには、地域の実情に詳しく、常に問題意識をもって積極的に活動できる「まちづくり推進員」の役割が非常に重要ですので、「まちづくり推進員」の選任につきまして、よろしくお願い申し上げます。

2 選任について

- (1) 社会教育活動に興味のある人や地域活動に積極的な人、また、これまでの経験等を活かして活動していただける人などの選任をお願いします。
- (2) 地域をより良くしていくまちづくり活動には、男女の協力が必要であり、女性の視点に立った活動も重要であることから、女性の積極的な選任をお願いします。
- (3) 地域の後継者を育てる意味からも、若い人の積極的な選任をお願いします。

3 活動内容

- (1) 「青少年の健全育成活動」は、青少年団体活動にかかわったり、子育てや家庭教育の向上に寄与したりするなど、青少年の健全育成に関わる活動です。

- (2) 「人権教育の浸透の活動」は、人権問題に関する研修会の開催など、差別を許さない地域づくりを進める活動です。
- (3) 「地域連帯性の普及活動（市民活動）」は、地域の現状や生活課題を的確に把握し、連帯性を高めるための活動や環境保全問題、防犯防災対策など、地域が抱える課題の解決に取り組む活動です。
- (4) 「福祉・スポーツ健康づくり活動」は、高齢者や障害者など福祉に関する活動やスポーツ振興、健康保持増進を高める活動です。

4 推進員の報告について

- (1) 「青少年健全育成」「人権教育」「市民活動」「福祉・スポーツ健康推進」などの各推進員について、報告をお願いします。（速野学区は「まなびあい活動」「ふれあい活動」「ささえあい活動」で報告をお願いします。）
- (2) 選任された推進員の中から、部会ごとに、代表者1名を選出してください。
- (3) 自治会まちづくり推進員のリーダー役と自治会の調整役になっていたいだくため、推進員の中から自治会代表1名を選出してください。この方は、各部会の代表者と重なっても結構ですが、いずれかの部会には所属してください。

5 問い合わせ先

- ※ 守山市教育委員会事務局 社会教育・文化振興課 社会教育・文化振興係
(TEL: 582-1142 FAX: 582-9441 E-mail: shakaikyoiku@city.moriyama.lg.jp)
- ※ 各地区公民館